



すすき



編集発行人
河合 孝彦
税理士
社会保険労務士
河合 孝彦
〒910-0019
福井市春山1丁目9番13号
TEL 0776(22)0897(代)
FAX 0776(27)6199
<http://kawai.zei-mu.com>

10月

(神無月) OCTOBER

8日・体育の日

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|----|----|----|----|----|----|----|
| ・ | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 |
| 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 |
| 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 |
| 28 | 29 | 30 | 31 | ・ | ・ | ・ |

ワンポイント ゴルフ場利用税

ゴルフ場を利用したときには、地方税(道府県税)である「ゴルフ場利用税」が利用者に対して課税されます。税率は1人1日につき800円が標準ですが、ゴルフ場の整備状況に応じて都道府県が税率に差を設けることができます(上限1,200円)。18歳未満、70歳以上等一定の場合には非課税となります。

10月の税務と労務

- 国 税 / 9月分源泉所得税の納付 10月10日
- 国 税 / 特別農業所得者への予定納税基準額等の通知 10月15日
- 国 税 / 8月決算法人の確定申告 (法人税・消費税等) 10月31日
- 国 税 / 2月決算法人の中間申告 10月31日
- 国 税 / 11月、2月、5月決算法人の消費税等の中間申告 (年3回の場合) 10月31日
- 地方税 / 個人の道府県民税及び市町村民税の第3期分納付 市町村の条例で定める日
- 労 務 / 労働者死傷病報告(7月~9月分) 10月31日
- 労 務 / 労災の年金受給者の定期報告 (7月~12月生まれ) 10月31日

雇用保険の失業等給付



雇用保険の一般被保険者が離職した場合であって、離職日以前二年間に被保険者期間が一年以上あるときには、失業等給付（基本手当）が受けられます。また、高年齢継続被保険者（同一の事業主に六五歳に達した日（六五歳の誕生日の前日）の前日から引き続き六五歳以後も雇用されている人）の場合は、離職日以前一年間に被保険者期間が六カ月以上あるときに高年齢求職者給付金が支給されます。

失業等給付は、基本手当日額に所定給付日数を掛けた額で、法律で定められています。

この給付を、一般被保険者（受給資格者）と高年齢継続被保険者（高年齢受給資格者）に分け、給付額等の違いについて説明します。

Q1 基本手当の日額
基本手当の日額について教えてください。

A 基本手当日額は、受給資格者の年齢と賃金日額の区分に応じて定められています（平成十九年八月以後の金額は表1参照）。また、就職困難者と特定受給資格者以外の人の所定給付日数（基本手当を受けられる日数）は、全年齢共通で、被保険者であった期間に応じて次のとおり定められています。

一〇年未満……………九〇日
一〇年以上二〇年未満……………一一〇日
二〇年以上……………一五〇日

なお、賃金日額とは、被保険者期間として計算された最後の六カ月に支払った賃金（臨時に支払われる賃金及び年三カ月を超える期間ごとに支払われる賃金を除く）の総額を一八〇で割った額をいいます。

Q2 所定給付日数
離職後の給付を受けるときに留意することはありますか。

A 所定給付日数に留意すべきでしょう。基本手当の給付日数は前掲のとおり被保険者期間により三つに区分され、その区分毎に三〇日ずつ増加します。したがって、その区切りで辞めたほうが有利であるといえます。たとえば、九年一カ月で辞める場合の給付日数は九〇日ですが、あと一月在職して一〇年で辞める場合は三〇日増えて一二〇日となります。同様のことが、就職困難者、特定受給資格者についてもいえます。

Q3 高年齢継続被保険者が失業した場合
高年齢継続被保険者が失業後に受けられる給付について教えてください。

A 高年齢継続被保険者が失業した場合において、離職の日以前一年間（その期間にケガ・病気等の理由により引き続き三〇日以上賃金の支払を受けることができなかった場合は、その理由により賃金の支払を受けることができなかった日数を一年に加算した期間（最大でも四年間））に、被保険者期間が通算して六カ月以上あ

ったときに、高年齢求職者給付金支給されます。

高年齢求職者給付金の額は、基本手当日額相当額に、被保険者であった期間に応じて定められた次の日数を掛けた額です。

一年未満……………三〇日
一年以上……………五〇日

Q4 基本手当と高年齢求職者給付金
受給資格者に支給される基本手当と高年齢受給資格者に支給される高年齢求職者給付金とは、どのような点が異なるのですか。

A 受給資格者（六五歳未満で離職した人）に支給される基本手当と高年齢受給資格者（六五歳以後に離職した人）に支給される高年齢求職者給付金との違いとして、次のものがあります。

所定給付日数が大きく異なります。たとえば、被保険者期間が一年ある場合の所定給付日数は、前者は九〇日、後者は五〇日で約半分、二〇年以上ある場合は前者は一五〇日、後者は五〇日となり三分の一になってし

まいります。

受給資格者と高年齢受給資格者とは賃金日額及び基本手当日額の上限額が異なります。受給資格者の賃金日額は一万五、〇六〇円、基本手当日額は六、七七七円ですが、高年齢受給資格者は同様に一万二、七三〇円、六、三六五円となり、高額な給料を支給されていた高齢者には不利になります。

Q₅

受給資格者としての給付を受ける方法

二八年の被保険者期間がある六三歳の男性です。どのようにすれば受給資格者として基本手当を受けられますか。

A

前掲のとおり離職日が六五歳の誕生日の前々日か前日か、わずか一日で離職後の給付に大きな差が出ますので、給付面だけを考える、六五歳の誕生日の前々日以前に辞めたほうがかなり有利になるといえるでしょう。

定年等の年齢は、就業規則などにより六五歳の誕生日とか六五歳の誕生日の属する月の末日、あるいは六五歳到達後最初の賃金締切

表1 基本手当日額の計算式及び金額

(1) 基準日において30歳以上45歳未満である受給資格者

| 賃金日額(w) | 基本手当日額(y) | 基本手当日額 |
|-------------------|----------------------------------|-----------------|
| 2,070円以上4,080円未満 | $y = 0.8w$ | 1,656円 ~ 3,264円 |
| 4,080円以上11,820円以下 | $y = (-3w^2 + 74,160w) / 77,400$ | 3,264円 ~ 5,910円 |
| 11,820円超14,140円以下 | $y = 0.5w$ | 5,910円 ~ 7,070円 |
| 14,140円超 | $y = 7,070$ | 7,070円 |

(2) 基準日において45歳以上60歳未満である受給資格者

| 賃金日額(w) | 基本手当日額(y) | 基本手当日額 |
|-------------------|----------------------------------|-----------------|
| 2,070円以上4,080円未満 | $y = 0.8w$ | 1,656円 ~ 3,264円 |
| 4,080円以上11,820円以下 | $y = (-3w^2 + 74,160w) / 77,400$ | 3,264円 ~ 5,910円 |
| 11,820円超15,550円以下 | $y = 0.5w$ | 5,910円 ~ 7,775円 |
| 15,550円超 | $y = 7,775$ | 7,775円 |

(3) 基準日において60歳以上65歳未満である受給資格者

| 賃金日額(w) | 基本手当日額(y) | 基本手当日額 |
|-------------------|---|-----------------|
| 2,070円以上4,080円未満 | $y = 0.8w$ | 1,656円 ~ 3,264円 |
| 4,080円以上10,590円以下 | $\begin{cases} y = (-7w^2 + 132,720w) / 130,200 \\ y = 0.05w + 4,236 \end{cases}$ のいずれか低い方の額 | 3,264円 ~ 4,765円 |
| 10,590円超15,060円以下 | $y = 0.45w$ | 4,765円 ~ 6,777円 |
| 15,060円超 | $y = 6,777$ | 6,777円 |

(4) 基準日において30歳未満または65歳以上である受給資格者

| 賃金日額(w) | 基本手当日額(y) | 基本手当日額 |
|-------------------|----------------------------------|-----------------|
| 2,070円以上4,080円未満 | $y = 0.8w$ | 1,656円 ~ 3,264円 |
| 4,080円以上11,820円以下 | $y = (-3w^2 + 74,160w) / 77,400$ | 3,264円 ~ 5,910円 |
| 11,820円超12,730円以下 | $y = 0.5w$ | 5,910円 ~ 6,365円 |
| 12,730円超 | $y = 6,365$ | 6,365円 |

(注) 1 基準日とは、受給資格に係る離職の日をいう。
2 端数処理については、1円未満を切り捨てる。

表2

受給資格者に対する給付

| | 所定給付日数 | 支給額 |
|----------------|--------|------------|
| 10年未満 | 90日 | 609,930円 |
| 10年以上 20年未満 | 120日 | 813,240円 |
| 20年以上 | 150日 | 1,016,550円 |

高年齢受給資格者に対する給付

| | 所定給付日数 | 支給額 |
|------|--------|----------|
| 1年未満 | 30日 | 190,950円 |
| 1年以上 | 50日 | 318,250円 |

日などと定めていると思います。このような場合であつて、高齢者が受給資格者としての給付を受けたいときには、六五歳未満で「自己都合」により資格を喪失させる

方法があります。給付制限はありますが、一五〇日分の基本手当が支給されます。また、継続雇用制度を導入し、一年毎に契約を更新している会社

などの場合、社員が希望したときには、最後の契約の終了日を、その被保険者の誕生日の前々日にすることも違法ではありません。

給付基礎日額の年齢階層別の最低・最高限度額が変更

平成19年8月1日から平成20年7月31日までの間に用いられる労災保険の年齢階層別の給付基礎日額の最低・最高限度額が告示されました（下表参照）。

この改定の対象となるのは、休業補償給付

（業務上災害）及び休業給付（通勤災害）に係る休業給付基礎日額と年金給付基礎日額です。

これに係る年齢は、休業（補償）給付の場合は、休業（補償）給付を支給すべき事由が生じた日の属する四半期の初日、年金給付基礎日額の場合は、年金たる保険給付を受ける被災労働者（遺族（補償）年金を受ける場合は、労働者が生存していると仮定して決定）の8月1日における年齢です。

| 年齢階層の区分 | 最低限度額 | 最高限度額 |
|-------------|--------|---------|
| 20歳未満 | 4,399円 | 13,464円 |
| 20歳以上 25歳未満 | 4,950円 | 13,464円 |
| 25歳以上 30歳未満 | 5,807円 | 13,673円 |
| 30歳以上 35歳未満 | 6,477円 | 16,335円 |
| 35歳以上 40歳未満 | 6,982円 | 20,002円 |
| 40歳以上 45歳未満 | 7,248円 | 22,567円 |
| 45歳以上 50歳未満 | 7,010円 | 24,073円 |
| 50歳以上 55歳未満 | 6,546円 | 24,295円 |
| 55歳以上 60歳未満 | 5,891円 | 23,809円 |
| 60歳以上 65歳未満 | 4,534円 | 21,036円 |
| 65歳以上 70歳未満 | 4,080円 | 14,303円 |
| 70歳以上 | 4,080円 | 13,464円 |

年金時効特例法が成立

年金時効特例法が成立し、7月6日から実施されています。

従来は、年金記録が訂正されて年金が増額される場合でも、時効の規定により直近の5年間分の年金しか支払われませんでした。これが特例法の成立により、厚生年金保険及び国民年金の受給権者または受給権者であった人（未支給分の請求権者を含む）であって、下記に該当する人について、年金記録が訂正された上で裁定（裁定の訂正を含む）が行われた結果、年金が増額した場合には、5年の時効により消滅した年金分（老齢・障害・遺族）が全期間遡って本人または遺族に支給されることとなりました。

既に年金記録が訂正されている人であって、その結果、年金額が増える人や受給資格が確認され、新たに年金が支払われる人（本人が死亡しているときは、その遺族）

今後年金記録が訂正される人であって、年金額が増える人

届書等が単票化

平成十九年四月より、社会保険事務所が配布する以下の届書・申請書が、複写様式から順次単票様式に変更されています（複写様式で届け出ても受け付けてくれます）。

これに伴い決定通知書等（複写様式の「副」にあたる部分）の送付については、社会保険事務所で機械印字したものが送付されることとなりました。

- 被保険者資格取得届
- 被保険者資格喪失届
- 被保険者報酬月額変更届
- 被保険者報酬月額変更届
- 育児休業等取得者申出書（新規・延長）
- 育児休業等取得者終了届
- 育児休業等終了時報酬月額変更届
- 養育期間標準報酬月額特例申出書
- 養育期間標準報酬月額特例終了届